



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年7月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年6月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人寝たきり半分推進協議会
- 3 代表者の氏名
高橋秀年
- 4 主たる事務所の所在地
上伊那郡中川村大草3916番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、寝たきりの原因となる生活習慣病などの予防事業と予防方法の普及活動を通して、日本国民の健康長寿に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年7月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年6月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人めだかの学校
- 3 代表者の氏名
佐藤清子
- 4 主たる事務所の所在地
岡谷市天竜町二丁目3番20号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、すべての高齢者及び子どもが利用できる宅幼老所を設立し、この宅幼老所において、介護予防のために心身を活性させ、生き甲斐が得られるサービスを提供する事業、子どもに対して、不登校児童及び母子、父子家庭児童のケアを行い、福祉の増進及び健全育成に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年7月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユーパレット北長野店
長野市大字若槻東条526-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
花岡六四郎
長野市大字若槻東条553
花岡春子
長野市大字若槻東条553
花岡尚登
長野市大字若槻東条553
大成産業株式会社
長野市大字栗田857-1
株式会社マツヤ
長野市大字北尾張部710-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称（氏名）及び住所
株式会社マツヤ
長野市大字北尾張部710-1
株式会社イエローハット
東京都目黒区青葉台2-19-10
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年2月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,335平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 122台
 - (2) 駐輪場の収容台数 24台
 - (3) 荷さばき施設の面積 124平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 34立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社マツヤ	午前9時	午後8時
株式会社イエローハット	午前10時	午後7時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後8時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 14か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	荷さばきを行うことができる時間帯
1	午前4時から午後8時まで
2	午前9時から午後6時まで

番号	荷さばきを行うことができる時間帯
1	午前4時から午後8時まで
2	午前9時から午後6時まで

- 8 届出年月日
平成19年6月19日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間
平成19年7月2日から平成19年11月2日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成19年7月2日

長野県知事 村井 仁

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期	調査を行った地域	認証年月日
木曽郡木祖村	地籍簿及び地籍図	平成17年度から平成18年度まで	木曽郡木祖村大字薮原の一部	平成19年7月2日
木曽郡木曾町	地籍簿及び地籍図	平成17年度から平成18年度まで	木曽郡木曾町開田高原末川の一部	平成19年7月2日

農地整備課

公告

下伊那郡阿南町による大下条地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成19年7月2日

長野県下伊那地方事務所長 田山重晴

- 1 土地改良事業の名称
農村総合整備事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日
平成10年6月29日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
下伊那郡阿南町
- 4 事務所の所在地
下伊那郡阿南町東条58番地1
- 5 工事着手年月日
平成10年6月29日
- 6 工事完了年月日
平成15年9月11日

農地整備課

公告

下伊那郡阿南町による新野地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成19年7月2日

長野県下伊那地方事務所長 田山重晴

- 1 土地改良事業の名称
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日
平成10年10月14日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
下伊那郡阿南町
- 4 事務所の所在地
下伊那郡阿南町東条58番地1
- 5 工事着手年月日
平成10年11月24日
- 6 工事完了年月日
平成16年3月26日

農地整備課

公告

下伊那郡阿南町による花沢井地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成19年7月2日

長野県下伊那地方事務所長 田山重晴

- 1 土地改良事業の名称
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成14年6月10日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
下伊那郡阿南町
- 4 事務所の所在地
下伊那郡阿南町東条58番地1
- 5 工事着手年月日
平成14年10月8日
- 6 工事完了年月日
平成16年3月26日

農地整備課

公告

下伊那郡阿南町による新野川尻地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成19年7月2日

長野県下伊那地方事務所長 田山重晴

- 1 土地改良事業の名称
農業用排水施設整備事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成17年6月29日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
下伊那郡阿南町

- 4 事務所の所在地
下伊那郡阿南町東条58番地1
- 5 工事着手年月日
平成17年12月9日
- 6 工事完了年月日
平成19年3月22日

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年7月2日

長野県立こども病院長 宮坂勝之

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

別表のとおり

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成19年8月10日

(4) 納入場所

長野県立こども病院

(5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が調達する物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市豊科3100

長野県立こども病院 経営管理部財務係

電話 0263 (73) 6700 内線 3018

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県立こども病院 北棟2階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

（別表）

調達物品名	数量	入札及び開札の日時	等級区分
体圧分布測定システム	一式	平成19年7月13日午前10時	B以上
薬袋プリンターシステム	一式	平成19年7月13日午前10時15分	B以上

県立病院課